鉱業権者及び鉱山労働者を始めとする関係者においては、本計画の内容を理解し、自ら積極的に保安水準の向上に努めることが求められる。

一　鉱山保安マネジメントシステムの構築とその有効化

鉱山災害を撲滅させるためには、より高い次元で保安を確保する必要があり、これを実現するために、鉱業権者、鉱山労働者を始めとする関係者及び国は、それぞれの役割を踏まえ、次の二つの取組を一体となって推進するものとする。これらの取組を実施するに当たり、国は、鉱山保安マネジメントシステムが各鉱山の規模や操業状況等に即した最適な形で構築され、その有効化を図ることが可能となるよう、具体的な実施方法や優良事例の情報提供等を推進するとともに、鉱業権者及び鉱山労働者を始めとする関係者は自山の実情に即した最適なシステムの構築とその有効化に努めるものとする。また、これらの取組の進捗状況について、国及び鉱業権者は毎年度評価を行い、必要と認めた場合に追加の対策を講ずるものとする。

イ　リスクアセスメントの充実等

リスクアセスメントの充実とその結果に応じた措置の実施・評価・見直しを行うことが重要である。このため、鉱業権者は、次の事項の実施に努めること。

(1)　潜在的な保安を害する要因を特定するための調査を十分に行い、これらによりもたらされるリスクを分析すること。

(2)　それぞれのリスクを評価し、リスク低減のための措置を検討し実施すること。

(3)　リスク分析・評価の過程を関係者で共有するとともに、措置を講じた後の残留リスクについても適正な評価・管理を行うこと。

ロ　マネジメントシステムの構築等

マネジメントシステムの構築、すなわちＰＤＣＡサイクルの循環により継続的な保安水準の向上につながる仕組みを構築すること、及びその有効化を図ることが重要である。このため、鉱業権者は、次の事項の実施に努めること。

(1)　経営者は、保安の確保を経営と一体のものとして捉え、保安方針を表明すること。

(2)　保安目標について、達成に至る手段を具体的に立案可能で、達成度合いを客観的に評価可能なものとして設定すること。

(3)　保安目標達成のための具体的な実施事項とスケジュール等を年間の保安計画として策定すること。

(4)　保安目標の達成状況及び保安計画の実施状況について評価を行い、問題がある場合は原因を調査し改善等を実施すること。

二　自主保安の徹底と保安意識の高揚

鉱業権者は、保安の最高責任者としての自覚を持って、また、鉱山労働者は、自らも保安確保の一翼を担うものであるとの自覚を持ち、次の点にそれぞれ留意し、自主保安の徹底を図るものとする。

イ　鉱業権者

鉱業権者は、自ら設定した保安目標を達成するため、必要な人員及び予算を確保するとともに、鉱山労働者の保安意識を高揚させるための活動、保安に関する知識及び技能の向上を図るための教育等を実施するに当たり、次の点に留意すること。

(1)　保安管理体制の充実、特に職務範囲、指揮命令系統の明確化及び鉱山労働者個々の知識、技能等を踏まえた適正な人員配置を図ること。

(2)　保安施設の整備等、保安確保に必要な予算の配分に配慮すること。

(3)　危険予知活動やヒヤリハット報告活動等、各鉱山の実情に即した保安活動を積極的に実施すること。

(4)　鉱山労働者の職務の種類及び経験年数並びに人間特性等を考慮した保安教育を計画的に実施すること。特に作業監督者の選任に要する資格については計画的な取得に努めること。

(5)　災害発生時の被害を最小限にとどめるため、有効な退避訓練及び救護訓練の実施に努めること。

ロ　保安統括者、保安管理者及び作業監督者等

保安統括者、保安管理者及び作業監督者等は、鉱山における保安管理体制の中核として、それぞれの責任と権限に基づき、常に現場の保安状況を把握し、その職責の遂行に十分に努めること。

ハ　鉱山労働者

鉱山労働者は、保安規程や作業手順書の遵守にとどまらず、保安活動に積極的に参画するとともに、自らの知識や技能、経験をそれらの作成・見直しに反映するように努めること。

三　発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進

過去五年間に発生した災害の事由は、「墜落・転倒のため」、「運搬装置のため」、「取扱中の器材鉱物等のため」及び「機械のため」が全体の四分の三を占める。鉱業権者は、リスクアセスメントを徹底して行い、不安全な状態及び不安全な行動を特定し、その排除に努める等、対策の充実について検討し、必要な措置を講ずることにより、これらの事由による災害の着実な減少を図るものとする。

また、発生頻度が高い災害の多くはヒューマンエラーによるものである。リスクアセスメントの際に人間特性についても十分に考慮するとともに、鉱業権者は、リスク低減のための措置として、本質安全対策、フェールセーフやフールプルーフを考慮した施設の工学的対策等のヒューマンエラーが発生した場合であっても災害につながらないための対策を検討するとともに、保安規程や作業手順書の遵守等の保安教育、適正な労務管理等による現場全体の保安水準、保安意識の向上等のヒューマンエラーの発生を抑制する対策を講ずるものとする。

四　基盤的な保安対策の推進

次に掲げる基盤的な保安対策を推進するものとする。

イ　露天掘採場の残壁対策

鉱業権者は、石灰石鉱山等の露天掘採場における長大残壁について計画的な地質調査、安定解析及び計測管理等に努め、適切な採掘切羽を設定するとともに、残壁の安定化を図ることにより、鉱山災害の防止に努めること。

ロ　坑内の保安対策

鉱山の坑内構造をその自然条件に対応した合理的なものとすることは、保安の確保、特に重大災害の防止に不可欠である。したがって、鉱業権者は、各鉱山の坑内構造の整備に努めるとともに、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、所要の保安施設の整備や有効な退避訓練及び救護訓練の実施に努めること。

ハ　作業環境の整備

鉱業権者は、粉じんの防止、有害ガス対策、坑内温度調節、坑内照明の改善等作業環境の整備に努めること。

特に、粉じんの防止については、集じん装置の適正配置、効率的な散水の励行及び粉じん発生装置の密閉化等、坑内外における作業環境改善対策の一層の推進に努めること。

ニ　保安技術の向上とその活用

掘採条件の悪化、生産技術の進歩等に対応して保安技術を不断に向上させ、かつ、その成果を現場で活用することは、保安を確保する上で不可欠である。このため、産学官が連携を図り、保安技術の向上に努め、また、鉱山保安協議会における審議等を通じ、保安技術を活用した対策を推進すること。

五　外国人研修生に対する配慮

外国人の研修を実施する石炭鉱山の鉱業権者は、外国人研修生に配慮した災害防止対策を実施するものとする。